

狛江市条例第**21**号

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年**10**月 **6**日

狛江市長

松原俊雄

狛江市印鑑条例の一部を改正する条例

令和 8 年10月 6 日
条例第21号

狛江市印鑑条例（昭和52年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（登録印鑑の制限） 第 7 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民票に記載されている（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、当該磁気ディスクに記録されているものをいう。以下同じ。）氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）<u>若しくは氏名の振り仮名（戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条第 1 項第 2 号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>、<u>氏の振り仮名（同号に規定する氏の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>、<u>名の振り仮名（同号に規定する名の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>、<u>旧氏の振り仮名（令第30条の13に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（令第30条の16第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの （2） 職業、資格その他氏名、氏、名、旧氏、<u>氏名の振り仮名、氏の振り仮名、名の振り仮名、旧氏の振り仮名</u>又は通称	（登録印鑑の制限） 第 7 条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。 （1） 住民票に記載されている（法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する住民票にあつては、当該磁気ディスクに記録されているものをいう。以下同じ。）氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの （2） 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの

改正後	改正前
以外の事項を表しているもの (3)～(6) (略) 2 (略) (印鑑登録の抹消) 第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）<u>、名</u>（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）<u>、氏名の振り仮名、氏の振り仮名（氏の振り仮名に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏の振り仮名を含む。）又は名の振り仮名</u>を変更したため、登録されている印鑑が、第7条第1号に該当することになったとき、又は同条第2項に規定する印鑑に該当しなくなったとき。 (7) (略)	(3)～(6) (略) 2 (略) (印鑑登録の抹消) 第15条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載されている旧氏を含む。）<u>又は名</u>（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更したため、登録されている印鑑が、第7条第1号に該当することになったとき、又は同条第2項に規定する印鑑に該当しなくなったとき。 (7) (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。